

## 青梅市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8第2項から第4項までの規定による放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）にかかる届出について、法および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 青梅市（以下「市」という。）の区域内において事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項の規定により、あらかじめ青梅市放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）に、次に掲げる書類（図面を含む。以下同じ。）を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に届け出なければならない。ただし、第7号および第8号については、市長がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、省略することができる。

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 運営規程
- (3) 事業者の役員名簿（様式第2号）
- (4) 職員名簿（様式第3号）
- (5) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (6) 事業所の建物その他設備の平面図等
- (7) 収支予算書
- (8) 事業計画書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(事業所番号の決定および通知)

第3条 市長は、前条の規定により届出を行った事業者に対し、事業所の番号を決定し、青梅市放課後児童健全育成事業所番号決定通知書（様式第4号）により、事業者へ通知するものとする。

(事業変更の届出)

第4条 事業者は、第2条の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、法第34条の8第3項の規定により、変更の日から1か月以内に、青梅市放課後児童健全育成事業変更届（様式第5号）に、第2条各号に

定める書類（変更のあった事項にかかるものに限る。）を添付し、市長に届け出なければならない。

（事業廃止および休止の届出）

第5条 事業者は、事業を廃止し、または休止しようとするときは、法第34条の8第4項の規定により、あらかじめ青梅市放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（事業再開の届出）

第6条 事業者は、休止した事業を再開しようとするときは、第4条の規定の例により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。